

# 障害福祉サービス事業等に係る 改正事項等について（者・児）

# 目次

- (1) 特定処遇改善加算「見える化要件」について
- (2) 介護福祉士資格 経過措置登録について
- (3) 県営住宅のグループホーム活用事業について
- (4) 事故報告の取扱い変更について
- (5) その他

# (1) 特定処遇改善加算「見える化要件」について

※特定処遇改善加算を取得していない場合は対応不要です※

- ・ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の1つである「見える化要件」については、令和3年度及び4年度は算定要件としない取扱いとしていましたが、令和5年4月1日からは算定要件となります。  
対応がまだの事業所等におかれては、お早めにご対応ください。

## 【見える化要件 概要】

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況や賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容について、原則、障害福祉サービス等情報公表システムで公表（法人ホームページでの公表でも可）することとされています。

# (1) 特定処遇改善加算「見える化要件」について

## 【情報公表システム 作業手順】

< 既に情報公表システムへの登録がある事業者 >  
→ログイン、入力後、島根県へ承認申請してください  
島根県による承認後、報告内容が情報公表システム（WAM NET）に公表されます。  
また、承認が行われたことはシステム用メールアドレスに通知されます。

< 情報公表システムへの登録がない事業者 >

以下の場合、事業者（法人）または事業所の登録がまず必要となるので、  
障がい福祉課へ連絡してください。

- ・情報公表システムからログインID・パスワードの通知メールが届いたことがない。
- ・自法人の事業所のうち、情報公表システム内に表示されていない所がある。

※ログインIDがわからなくなった場合は障がい福祉課へご連絡ください。  
パスワードがわからなくなった場合は、システムの「ログイン画面」に表示されている「パスワードをお忘れの場合はこちら」から操作を進めてください。

## (1) 特定処遇改善加算「見える化要件」について

- 「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（障障発0722第1号令和4年7月22日）

（見える化要件）（別紙様式2-1の5）

特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、原則、障害福祉サービス等情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。なお、令和4年4月から情報公表システムにおいて令和3年度報酬改定に伴う変更が反映されることとなるが、当該要件については、令和3年度及び令和4年度においては算定要件とはしないこととする。

## (2) 介護福祉士資格 経過措置登録について

- ・ 介護福祉士の資格について平成29年度に介護福祉士養成施設を卒業し、経過措置登録をされている方は令和4年度末に経過措置期限を迎えます。所定の届出を行わない場合、介護福祉士の資格が失効となりますので、届出漏れのないようにしてください。

※なお、平成30年度卒業生は令和5年度末に、令和元年度卒業生は令和6年度末に期限を迎えるため、期限を迎えた際には同様に手続きが必要となります。

### 【届出、手続き先】

公益財団法人社会福祉振興・試験センター  
03-3486-7511（平日9:30～17:00）

### (3) 県営住宅のグループホーム活用事業について

(概要)

県営住宅の空き住戸を共同生活援助事業所（グループホーム）として活用していただくもの



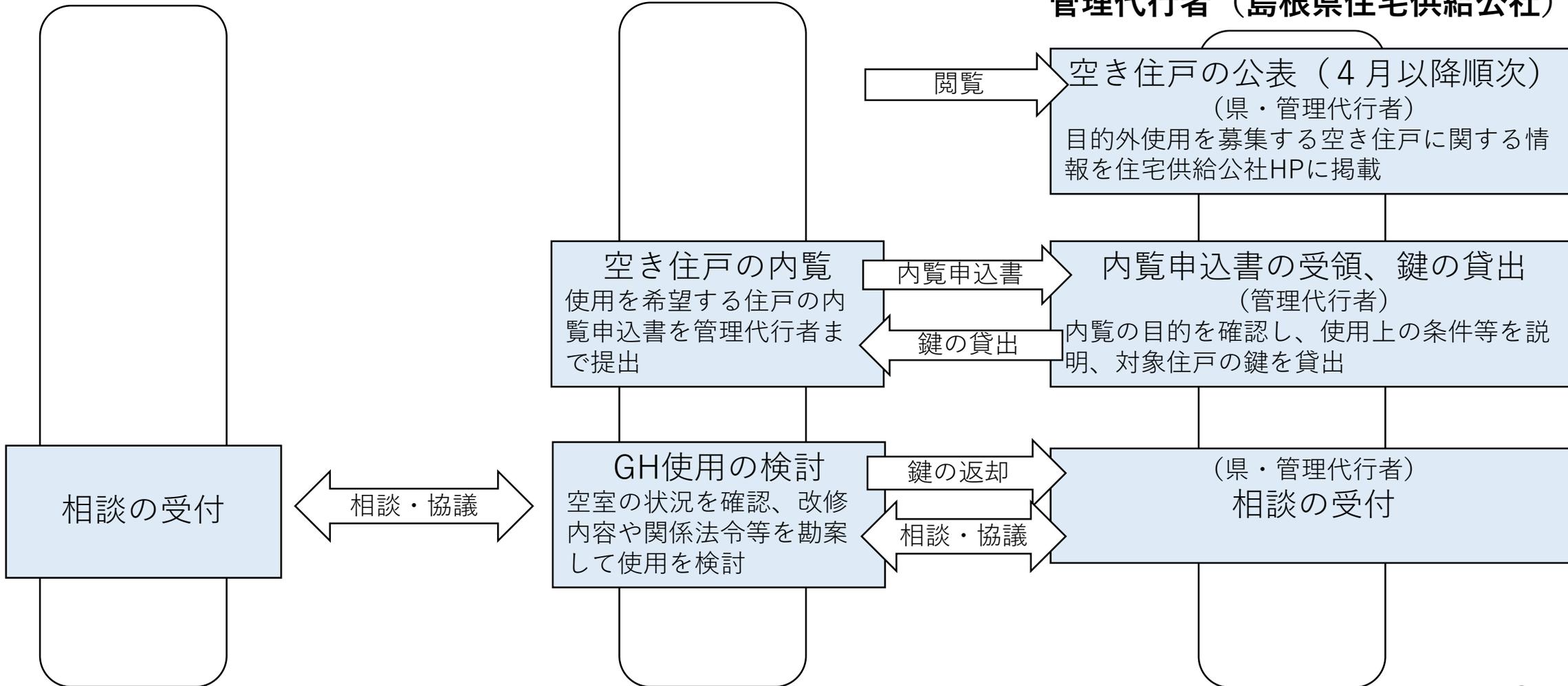
- ・事業を始めたいが、初期費用を抑えたい
- ・希望する地域内に適切な場所がない
- ・まずはお試しで始めてみたい

# (3) 県営住宅のグループホーム活用事業について

県障がい福祉課（市障がい者福祉課）

GH事業者（運営主体）

県営住宅担当課（県建築住宅課）  
管理代行者（島根県住宅供給公社）



## (4) 事故報告の取扱い変更について

### (概要)

- ・ 人身事故の場合について、職員の故意又は過失の有無によらず報告を求める取扱いに変更

#### 「報告を求める事故等の基準」 3

旧 職員の故意又は過失に起因する利用者の人身事故（通院加療を要しない程度の軽微なものを除き、行動障がいをもつ者に対する注意義務を尽くさなかったことに起因して他の利用者に傷害を与えた場合を含む。）



新 サービスの提供による利用者の人身事故（職員の故意又は過失の有無を問わない。通院加療を要しない程度の軽微なものを除き、行動障がいをもつ者に対する注意義務を尽くさなかったことに起因して他の利用者に傷害を与えた場合を含む。）

## (4) 事故報告の取扱い変更について

(参考)

### 根拠法令（一部抜粋）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）

（事故発生時の対応）第40条第1項

指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

※基準省令に揃える形での取扱い変更

## (5) その他

### ①障害者の希望を踏まえた適切な支援の徹底等について

(今般報道された北海道内の共同生活援助事業所の利用者が不妊処置を受けていた事案に関連するもの)

障害者総合支援法においては、障害者等の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならないこと、障害者等の人格を尊重し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならないことが定められております。本人の希望の実現に向けた意思決定支援や適切な支援の提供に努めていただきますようお願いいたします。

## (5) その他

### ②障害児入所施設のみなし規程の廃止に伴う移行調整へのご協力をお願い

- みなし規定（障害児入所施設の指定を受けていることをもって、障害者支援施設又は療養介護の指定基準を満たす）により、障害児入所施設に入所している18歳以上の者については、みなし規定が令和5年度末で終了となるため、令和6年4月1日以降は、障害児入所施設に在籍出来なくなります。
- 今まで移行先が決まらない場合の最後の手段であったみなし規定の適用は、令和6年度以降は出来なくなりますので、18歳を迎えると同時に確実に成人に相応しいサービスへ移行できるように調整する必要があります。
- 今後は、学校関係者や障害児入所施設のみならず、移行先となる障害者支援施設や共同生活援助事業者の皆様のご協力が欠かせないものとなります。現在においてもご協力いただいていることと存じますが、改めてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。